平成２３年（フ）第５４４号
川崎市川崎区桜本２丁目45番３号
債務者　葛西　淳一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
川崎市中原区中丸子344番地　ハイツ明美Ｂ棟５号
債務者　牛ノ濱千鶴子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
川崎市川崎区池上新町２丁目４番15号　スカイハイツ池伊302
債務者　杉　　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1413番地
上丸子住宅Ｂ－３
債務者　小野　　章
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
愛知県豊田市浄水町南平178番地１　Ｃａｓａ　ｎｕｏｖａ南平101号
債務者　山本　弘司
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
愛知県豊田市緑ケ丘５丁目９番地１　グリーンハイツＢ102号
債務者　太田　芳幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３６２号
神奈川県藤沢市大庭5304番地の１　藤沢西部アパート１―14―209
債務者　菊池　一成
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４４号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目７番30号
債務者　大澤　準史（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市雲谷町字八尻164番地の１　101
債務者　北村　景子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５６号
愛知県豊川市豊川仲町163番地　ル・ボア大黒404号、従前の住所愛知県豊川市伊奈町南山新田123番地３
債務者　伊藤　立巳
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７０号
愛知県豊川市本野ケ原３丁目85番地　西濃運輸社宅206号
債務者　伊藤　彰英
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０５号
北海道川上郡標茶町桜６丁目39番地
債務者　熊谷　義一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９１号
東京都八王子市下柚木３丁目４番地３―602
債務者　大森千代子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７２号
東京都多摩市落合６丁目６番地６―301
債務者　村上　算子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部